

我が国の公共工事における契約紛争審査機関の現状と課題と改善策

高知工科大学 1170061 佐藤 竣介

指導教員 五艘 隆志准教授

1. はじめに

1.1 研究背景

公共工事における受発注者間の公平性は公共工事標準請負約款第 52 条（あっせん又は調停）および第 53 条（仲裁）によって担保されている。あっせん又は調停や仲裁を行う公的機関として建設工事紛争審査会（以下「審査会」と略）が設置されている。五艘ら（2009）¹⁾は、紛争審査の案件は個人住宅等の民間建築案件が多数を占めており公共工事の取り扱いが少ない点、組織の中立性（審査会は発注機関と同一）の点、委員の構成や専門性の点の三点に課題があることを指摘した。図-1 は 2014 年までの審査会申請件数を示すものである。

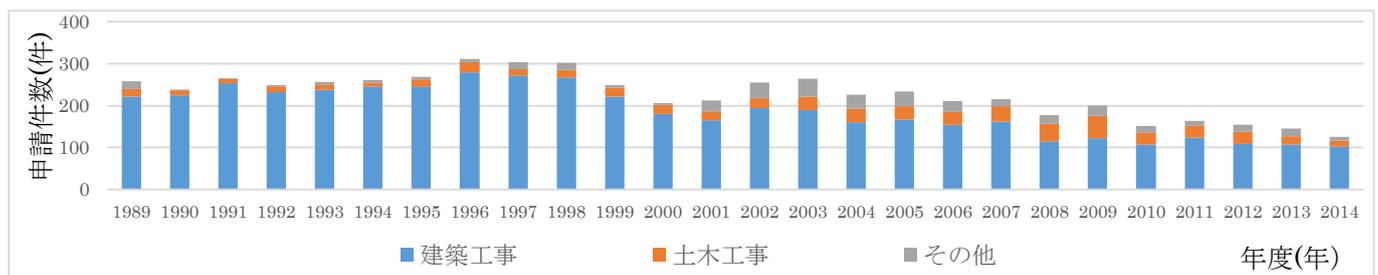


図-1 建設工事紛争審査会の申請件数（中央・県等）

1.2 本研究の目的

本研究ではまず五艘ら（2009）の研究以降の公共工事における紛争処理プロセスの変化有無について確認した。また、2016 年現在における審査状況、委員の所属と経歴等についても 2009 年時点と同様の調査を行い比較し、上述の課題が解消されているかどうかの確認を行った。さらに、裁判所の裁判での係争状況も調査し、紛争審査会を含めた紛争審査状況の全体についても把握することを試みた。そのうえで、各県の審査会にアンケートを実施し、委員の構成や専門性、能力、公共案件における審査員選定の考え方、紛争処理件数等の状況を確認し、改善策について提案を行うこととした。

2. 審査会が扱う紛争状況の確認

2.1 調査の目的と概要

2009 年時点と 2016 年現在における審査状況を比較し、審査会で扱われる公共工事の状況変化を調査した。また建設投資額と申請件数の比較より今後の申請件数の動向を推測した。

概要は下記のとおりである。

調査時期：2016 年 9 月～2017 年 2 月 調査内容：種別の紛争審査申請件数、建設投資額（土木・建築）

調査方法：Web²⁾・³⁾の公開情報

2.2 建築・土木の投資額と申請件数の比較

図-2 図-3 は建築・土木の投資額と申請件数の比較を行ったもので、建築に関しては申請件数と投資額が連動している。土木は 1994 年の建設業法改正以降申請件数が増加したが、これは一般競争入札の導入の影響によるものだと考えられる。2000 年から 2003 年は土木投資額が減少するが申請件数は増加している。これは入札契約適正化法改正によって競争が拡大したためと考えられる。2011 年東日本大震災と政権交代以降建設投資が増加に転じたが申請件数は減少した。これまでの厳しい環境から業者数が減少していることもあって市場状況が変わったことから申請件数が減少したと考えられる。このように土木の投資額が減少すると、申請件数が増加する傾向がある。今後取扱い件数が増加した場合に審査会が十分機能するかについて考察する。

キーワード 建設工事紛争審査会, ADR, あっせん, 調停, 仲裁

連絡先〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 高知工科大学建設マネジメント研究室 cm-lab@ugs.kochi-tech.ac.jp

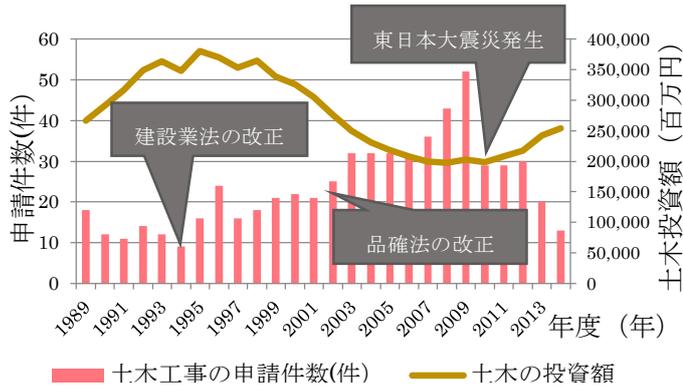


図-2 土木の投資額と申請件数の比較

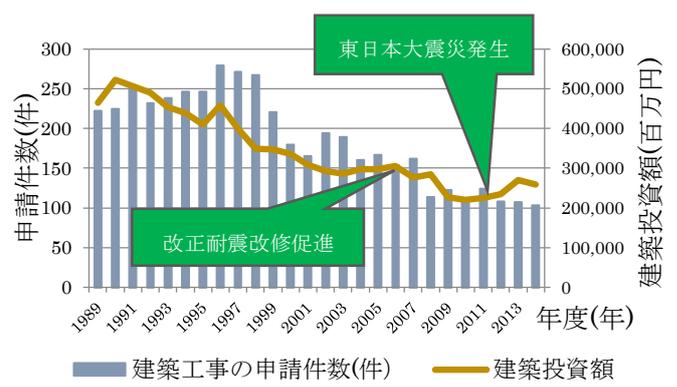


図-3 建築の投資額と申請件数の比較

3. 審査会の委員の分析

3.1 調査の目的と概要

公共工事において審査会が委員の第三者性を保持し、公正な審査を行う紛争審査に適した組織か確認するため、各紛争審査委員の所属と経歴を調査した。調査概要は下記のとおりである。

調査時期：2016年9月～2017年2月 調査内容：委員の所属・経歴

調査方法：Web⁴等の公開情報、電話等による問合せ、

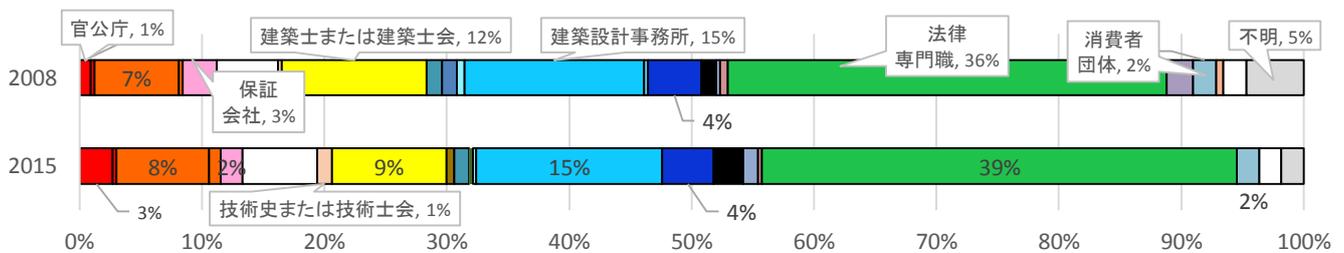


図-4 都道府県建設工事紛争審査会委員の現職

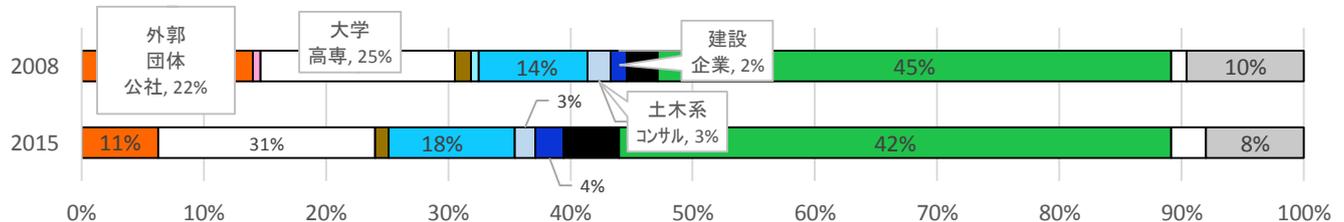


図-5 中央建設工事紛争審査会委員の現職

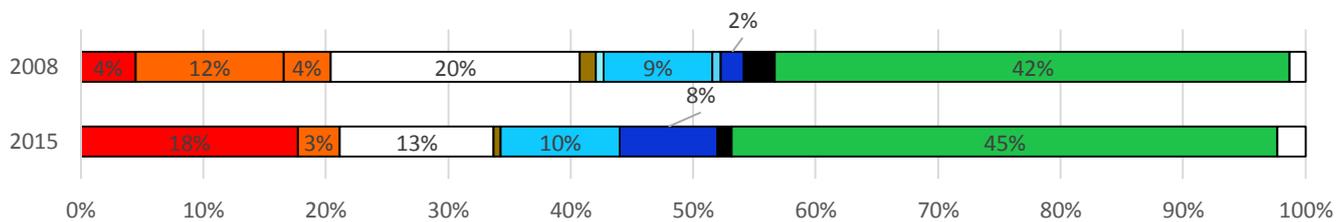


図-6 中央建設工事紛争審査会委員の元職

3.2 審査会の委員分析¹⁾

図-4は2015年度(23道府県330名)2009年度(24道府県321名)の都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県」と略)の委員の属性を示すものである。図-5が中央建設工事紛争審査会(以下「中央」と略)の元職、図-6が中央の現職を示している。2009年と2015年を比較すると、変わっていない点は以下4点があげられる。①建設系の委員の割合の変化がない点 ②建設コンサルタントの委員が極めて少ない点 ③発注者側(官公庁、元官公庁、外郭団体公社、元外郭団体公社)の委員の割合を比較すると、中央の現職は割合が変化するが、元職では20%(32名)から21%(37名)と変化なく実質的な民と官の割合は現状維持である点(都道府県の

現職でも同様) ④都道府県では現職の官公庁に勤める委員(2009年3名, 2015年9名)が存在する点。一方で大きく変わった点は①中央の元職の元官公庁『4%(7名)から18%(31名)』と②建設企業『2%(3名)から8%(14名)』の委員が増加した点であった。

4. 裁判での係争状況確認

建設工事紛争における紛争全体の状況を確認するため建設工事で紛争が発生した際に、審査会ではなく裁判での係争によって解決を目指す件数を調査した。調査概要は下記のとおりである。

調査時期: 2016年9月~2017年2月 調査内容: 建設工事にかかわる係争件数

調査方法: 裁判所のHP⁴⁾内を「建築」and「公共」and「工事」と土木」and「公共」and「工事」で検索

裁判所で1989年(平成元年)1月から2016年(平成28年)10月までの期間で公開されている判例は2万5318件であり、建設工事にかかわる係争件数は全体の1%(156件)であった。原告・被告がともに受発注者である契約当事者間の紛争(24件)と原告・被告どちらか一方が受発注者でない契約当事者間の紛争(132件)であった。24件のうち審査会でも審査取扱い可能なのは工事瑕疵による賠償金請求(5件内、公共工事1件)であった。年間の全新受事件3,529,977件(2015年)⁵⁾より工事瑕疵による年間の係争件数の概数は

$$(5(\text{件}/28\text{年}) \div 2\text{万}5318(\text{件}/28\text{年})) \times 3,529,977(\text{件}/\text{年}) \approx 700(\text{件}/\text{年})$$

年間700件(公共工事のみでは約150件)程度工事瑕疵による裁判での係争があると推測される。審査会が審査する工事瑕疵の件数が44件(2014年)²⁾なので審査会の活用度は高くないものと考えられる。

5. 委員の能力向上策の現状把握

5.1 アンケートの目的と概要

全国の審査会(中央および各都道府県)における審査会運営や紛争審査の現状を把握することを目的として、審査会事務局に対してアンケート調査を実施した。調査概要は下記のとおりである。

調査時期: 2016年9月~2017年2月 調査方法: アンケート(47都道府県中28道府県回答)

調査内容: 紛争審査委員に要求する能力や専門分野、公共案件における紛争審査員選定の考え方

5.2 紛争審査委員に求める能力や専門分野

表-1に示すように各都道府県の審査会に委員に求める専門分野を最大5つ選択してもらい集計した。28県中26県が委員の選任にあたり専門分野を細かく問わないと回答した。経歴についても同様で、審査会事務局委員の専門性や経歴を重視した選任をしていないと考えられる。仲裁人の専門性や経歴が重要視されていないという状況は審査の質に直結する問題であると考えられる。紛争解決に関する審査規定が存在するのは2県のみであり、委員向けの教育プログラム(建設契約など)は28都道府県には存在しないとのことであった。また「委員の選定をする際に中立性を確保するために委員の所属先・経歴を考慮するか」の問いに4県が「いいえ」と回答しており、委員の中立性確保策にも課題があることが考えられる。

	建築環境	建築設備	建築法規	建築構造	建築材料	建築施工	土木材料	土木施工	水工学	地震工学	建設契約	プロジェクトマネジメント	コンクリート工学	細かい専門分野は問わない	
委員に求める専門分野	0	1	1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	26	
アンケートの問い													はい	いいえ	無回答
紛争解決に関する委員向けの手引き書類(審査規定など)が存在するか													2	25	1
紛争解決に関する委員向けの教育プログラム(建設契約など)が存在するか													0	27	1
調停・仲裁委員の選定をする際に中立性を確保するために委員の所属先・経歴を考慮するか													23	4	1

表-1 アンケート結果

5.3 委員の能力向上策の改善策

現状の審査会の体制では紛争の焦点となる分野を専門とする委員がいない場合が想定され、委員の専門性に課題が残る。その課題の改善策として、委員が新たな委員を別途推薦し審査に加わってもらう仕組みを構築しておくことが必要であると考えられる。そのため人材のストックを審査会が事前に確保しておくことも重要である。現状では建築士会や技術士会等から相応の委員を招聘しているという回答があったが、これらの人材の全てが審査に必要な契約的知識を備えているかどうかは疑問である。大多数の審査会で存在していなかった(28 県中 26 県)、委員向けの手引き書類(審査規定など)のテキスト整備の充実が必要であると同時に、契約に対する知識に乏しい委員への教育プログラムを構築することが委員の能力向上策となると考えられる。

6. 紛争審査会組織の中立性確保方策の検討

6.1 民間型の ADR(裁判外処理手続)組織の活用

中央および都道府県審査会は行政型の ADR となる。公共工事での紛争は紛争当事者となる行政機関が運営する行政型 ADR ではなく、民間型 ADR の活用についても先例の確認と考察を行った。

6.2 海外の事例

公共工事での紛争を行う民間型 ADR の組織を 3 つの列挙する。

- ①アメリカの AAA(American Arbitration Association)
- ②イギリスの ICE(Institution of Civil Engineers)
- ③ネパールの NEPCA(Nepal Council of Arbitration)

6.3 国内の事例

建設分野以外も含めた国内民間型 ADR の組織を 3 つ列挙する。

- ①住宅紛争審査会(公益財団法人)
- ②日本海運集会所(一般社団法人)
- ③日本貸金業協会(認可法人)

6.4 国内公共工事における民間型 ADR の活用課題

一件当たりの規模が大きいため公共工事の紛争件数は少ない。そのため法律家にとって参入市場としての魅力がない点が公共工事における民間型 ADR の課題となる。そのため、以下 4 つの方策が考えられる ①少ない案件を多くするため日本貸金業協会⁶⁾が各都道府県の貸金業協会を統一して設立したように各県まとめた全国的組織の設立 ②発注者と別法人で、信頼性を担保するために機構、財団法人、公益・一般社団法人、特定非営利団体といった法人格の取得 ③住宅紛争審査会⁷⁾のような法律家の団体か技術者団体を母体とし、法律家と技術者を集められる組織の設立 ④英国の土木学会が紛争審査を行うように、日本の土木学会も法律家を招き紛争審査を行う

7. 結論

委員の専門性確保のため、選任にあたって人材のストックを審査会が事前に確保しておくことが考えられる。また、委員の能力向上策として①審査規定などを記したテキスト整備を行うこと ②建設契約に関する知識の教育プログラムを実施することの 2 点が考えられる。委員の中立性確保は民間が運営・審査する民間型 ADR 組織の活用を考えられ、6.4 にてその必要事項を列挙した。以上を考慮すること今後取扱い件数が増加した場合にも審査会が十分機能するのではと考えられる。

参考文献

- 1) 五艘隆志, 濱田成一, 草柳俊二: 我が国の建設工事における甲乙協議および契約紛争解決プロセスに関する研究, 土木学会建設マネジメント論文集, Vol.16, pp.173-182, 2009
- 2) 国土交通省: 建設工事紛争処理状況 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_mn1_000101.html (2017.02)
- 3) 国土交通省: 統計情報 http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html (2017.02)
- 4) 裁判所: 裁判例情報 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1 (2017.02)
- 5) 裁判所: 全新受事件の最近 5 年間の推移 <http://www.courts.go.jp/sihotokei/graph/pdf/B22No1-1.pdf> (2017.02)
- 6) 日本貸金業協会: 概要目的 <http://www.j-fsa.or.jp/association/summary/summary.php> (2017.02)
- 7) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター: 住宅紛争の解決 <https://www.chord.or.jp/trouble/index.html> (2017.02)